

都市計画法第29条に基づく開発許可申請手数料等（中野区事務手数料条例別表第2、平成30年4月1日現在）

単位：円

規模（ヘクタール、ha）		0.1未満	0.1以上 ～ 0.3未満	0.3以上 ～ 0.6未満	0.6以上 ～ 1未満	1以上 ～ 3未満	3以上 ～ 6未満	6以上 ～ 10未満	10以上	
(1) 法第29条の 開発許可申請	(ア) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的の開発行為	13,000	34,000	65,000	133,000	200,000	261,000	337,000	460,000	
	(イ) 主として住宅以外の建築物で自己の業務のように供する建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的の開発行為	20,000	46,000	100,000	185,000	307,000	415,000	521,000	737,000	
	(ウ) 上記以外の建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的の開発行為	131,000	199,000	292,000	348,000	525,000	599,000	746,000	1,004,000	
(2) 法第35条の2の 開発変更許可申請	(ア) 設計変更 (イ)のみに該当する場合を除く。イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積。開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積。)	(1) 自己用の住宅建築	1,300	3,400	6,500	13,300	20,000	26,100	33,700	46,000
		(2) 自己業務の建築物の建築又は自己業務の特定工作物の建設	2,000	4,600	10,000	18,500	30,700	41,500	52,100	73,700
		(3) 上記以外の建築物の建築又は特定工作物の建設	13,100	19,900	29,200	34,800	52,500	59,900	74,600	100,400
	(イ) 新たな土地の開発区域の編入に係る法第30条第1項1～4号の変更（新たな編入面積）	(1) 自己用の住宅建築	13,000	34,000	65,000	133,000	200,000	261,000	337,000	460,000
		(2) 自己業務の建築物の建築又は自己業務の特定工作物の建設	20,000	46,000	100,000	185,000	307,000	415,000	521,000	737,000
		(3) 上記以外の建築物の建築又は特定工作物の建設	131,000	199,000	292,000	348,000	525,000	599,000	746,000	1,004,000
	(ウ) その他の変更	15,000								
	計	*変更許可申請手数料1件につき、(ア)、(イ)、(ウ)の合計額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料額は1,004,000円とする。								
	(3) 法第42条第1項ただし書きによる建築等の許可申請	予定建築物等以外の建築等許可						39,000		
	(4) 法第45条の地位の承継の承認申請	(1-1) 自己居住用住宅								2,500
(1-2) 自己業務用建築物若しくは自己業務用特定工作物で開発区域が1ha未満									2,500	
(2) 自己業務用建築物若しくは自己業務用特定工作物で開発区域が1ha以上									4,000	
	(3) 上記以外の開発行為								19,000	
(5) 法第47条の開発登録簿の写しの交付申請						1件 700				